

喜界町登録調査員を募集します

喜界町では、各種統計調査に従事していただける統計調査員を随時募集しています。



登録調査員制度とは

国が実施する統計調査が実施されるときに、あらかじめ調査員として登録している方に調査を依頼し、統計調査員の仕事に従事していただく制度です。



統計調査って？



よくテレビで耳にする「完全失業率」。これは、「労働力調査」という統計調査から得られるもので、これを受けて国や地方公共団体では様々な雇用施策が実施されます。

他にも「国勢調査」や「農林業センサス」などの様々な調査があります。これら統計調査は世の中の姿を正確に表し、公的機関の施策や民間企業の経営方針、個人の将来設計などを考えたり実行したりする際の重要な基礎資料として役立てられています。



統計調査員の仕事

統計調査員の皆様には、調査対象である世帯や事業所などを訪問し、調査票の記入依頼、回収、点検などの業務を行っていただきます。調査によって多少違いはありますが、主な流れは以下の通りです。

- 1 事務打合せ会（説明会）への参加
- 2 担当調査区の範囲と調査対象の確認
- 3 記入依頼・調査票の配布（記入のしかたの説明）
- 4 記入された調査票の回収
- 5 集めた調査票の審査・整理
- 6 調査票など調査関係書類の提出



調査基準日の3ヶ月ほど前に町から連絡し、調査に従事できるかどうか確認します。都合が悪ければ断っていただいて構いません。



調査員の待遇・報酬について

各種統計調査の任命期間は約2ヶ月程度ですが、その間は非常勤の公務員の身分を持つこととなります。一般の公務員は法律上営利企業の経営などは制限されていますが、統計調査員にはこのような制限はありません。企業等を経営している人や、勤めている人でも統計調査員になることが出来ますが、統計調査業務中にセールス活動などを行うことは絶対にしないでください。

統計調査員には、調査活動に従事した対価として、報酬が支払われています。報酬額は2万円から5万円程度で、調査内容、受け持ち件数等に応じて異なります。また、調査活動中には一般の公務員と一緒に公務員災害補償が適応されます。



登録調査員の応募資格

- 1 町内に住所を有する満20歳以上の方
- 2 調査の趣旨を理解し、責任をもって調査事務を遂行できる方
- 3 職務上知り得た情報の秘密・保護に責任を持てる方
- 4 税務・警察・選挙に直接関係しない方
- 5 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない方
- 6 その他調査活動に支障の無い方



登録調査員の登録の仕方

統計調査員登録申請書に必要事項をご記入の上、企画観光課までご提出ください。登録後、各種統計調査の際にお住まいの地域などを考慮し、町から依頼を行います。

統計調査は年間を通じて調査員として従事する形態ではありません。また、調査の規模・対象地域によっては依頼しない場合もあり、定期的な収入を得られるものではありませんのでご了承ください。

必要に応じて研修の案内や統計調査の従事意向確認の連絡をしますので、登録した内容に変更があつた時及び登録を辞退し、取り消したい時は、必ず登録変更届・辞退届のご提出をお願いいたします。

【参考】調査員調査実施時期一覧

実施機関名	統計調査名	周期	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総務省統計局	国勢調査	5年					◎
	経済センサス－基礎調査	5年				◎	
	経済センサス－活動調査	5年	◎				
	住宅・土地統計調査	5年			◎		
	就業構造基本調査	5年		◎			
農林水産省	農林業センサス	5年				◎	
	漁業センサス	5年			◎		
経済産業省・総務省	工業統計調査	毎年		◎	◎	◎	◎

